

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を当該右欄のとおり公告します。

令和8年5月15日

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業  
施行者 京都市  
代表者 京都市長 松井孝治

書類の送付を受けるべき者の氏名及び判明している最後の住所	通知の内容
田中 久治郎 京都市下京区七条通間ノ町東入ル材木町	土地区画整理法第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の使用収益停止通知（別紙のとおり）

様式11号

都住す第 341 号

令和 8年3月31日

京都市下京区七条通間ノ町東入ル材木町

田中久治郎 様

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業

施行者 京 都 市

代表者 京都市長 松 井 孝 治



## 使用収益停止の通知

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有されている宅地について、土地区画整理法第100条第1項の規定により、下記のとおり使用し、又は収益することを停止しますので通知します。

### 記

使用し、又は収益することを停止する宅地				記 事
町 名	地 番	地 目	登記地積 ㎡	
下京区 下之町	27番	公衆用 道路	49	※使用し、又は収益することを停止する宅地は、添付図面のとおり ※法第95条第6項（公共施設の用に供している宅地）
			以 下	余 白
使用し、又は収益することを停止する日				令和8年6月15日

(注意) 1 この通知書記載の「使用し、又は収益することを停止する日」から、上記の土地を使用または収益することができません。

(教示) 1 この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第2項に規定されています。）ただし、当該期間内であっても、この通知があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、行政事件訴訟法の規定により、この通知を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に取消訴訟を提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この通知があった日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときには、取消訴訟を提起することはできなくなります。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
都市計画事業 崇仁北部第二地区土地区画整理事業

使用収益を停止する宅地の位置図

